

令和6年度 ビジネス確立支援事業「Startup Assign SAGA」 業務委託仕様書

第1 目的

佐賀県では、県内で新しいことにチャレンジしたい起業家や起業志望者を積極的に掘り起こし、支援するために“佐賀型”のスタートアップ支援に取り組んできた。その結果、J-Startup KYUSHU に選定されるスタートアップや全国規模のアワードで受賞するスタートアップが一定数現れている。

このように起業家自身は多く現れるようになった一方、更なる事業拡大を目指していくためには、CEO である起業家を支えるチームが必要不可欠であるが、都市部と比べ佐賀県をはじめとする地方では、それぞれの分野においてビジネスを強力に推進できる Cx0 人材の獲得が難しい現状がある。

このため、革新的な技術やビジネスモデルを用いた製品・サービス等を提供し、スケールを目指す県内スタートアップや起業志望者（以下「県内スタートアップ等」という。）に対し、自社に必要な Cx0 人材を全国からアサインし、更なる事業拡大をサポートするとともに、当事業をきっかけとして、将来的には支援する県内スタートアップ等自身で雇用したいと思える能力や想いをもった人材との出会いを創出する、ビジネス確立支援事業「Startup Assign SAGA」を実施する。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 支援する県内スタートアップ等の募集及び選定

支援する県内スタートアップ等は3社程度とし、その募集については県ホームページにて行うが、募集及び選定について以下のとおり行うこと。

① 募集から選定までのスケジュール管理

募集から選定までの期間において、その後の事業実施に影響の無いようスケジュールを管理し運営を行うこと。

② 県内スタートアップ等が提出する資料（エントリーシート等）の検討及び作成

募集においては、支援を行うにあたり必要となる情報や審査の判断材料となる情報を漏れなく記載させるためのエントリーシート等を検討し、作成すること。

③ 選定のための審査会の運営

支援する県内スタートアップ等を決定するために審査基準を定め、審査会を企画、運営すること。

(2) 支援する県内スタートアップ等が求める Cx0 人材のヒアリング及び提案

前項で選定された支援する県内スタートアップ等が求める Cx0 人材について、以下のとおりヒアリング及び提案を行うこと。

① ヒアリングについて

支援する県内スタートアップ等が求める Cx0 人材をヒアリングするための面談を実施すること。面談では支援する県内スタートアップ等の事業内容や抱える課題などを把握し、当該スタートアップ等の課題解決や事業拡大に資する人材要件を検討し、支援する県内スタートアップ等と合意形成を行うこと。

② Cx0 人材の提案及び決定について

ヒアリングにて決定した人材要件をもとに、支援する県内スタートアップ等1者に対して3名以上のCx0人材を選定し提案すること。提案する際は受託者同席のもと支援する県内スタートアップ等とCx0人材候補との事前面談を行い、支援する県内スタートアップ等の意向を確認しアサインするCx0人材を決定すること。なお、提案するCx0人材は以下の条件に合意する者とする。

- (ア) 支援する県内スタートアップ等の業務に従事する期間は6か月以上とし、月10時間以上当該業務に従事すること。
- (イ) リモートワークを可とするが、支援する県内スタートアップ等が求める場合には、事業を行う現地に赴き業務に従事すること。
- (ウ) その他支援する県内スタートアップ等の要望を満たす人材であること。

(3) Cx0人材アサイン後のフォローアップ等について

支援する県内スタートアップ等とアサインしたCx0人材両者とコミュニケーションを取りながら、支援する県内スタートアップ等の業務が円滑に遂行されるよう綿密なフォローアップを行うこと。

また、支援する県内スタートアップ等とアサインしたCx0人材の間でトラブル等が発生した場合は、速やかに県に報告するとともに責任を持って対処すること。

なお、アサインしたCx0人材に支払う報酬や旅費等については、県が受託者に支払う委託料の中から受託者が責任をもってアサインしたCx0人材に報酬を支払うこと。

(4) 成果発表会の開催について

Cx0人材のアサインにより創出された成果等について、支援する県内スタートアップ等による成果発表会を委託期間中に1回以上開催すること。また、開催する成果発表会は支援する県内スタートアップ等が今後のビジネス拡大に寄与するような参加者の集客に努めること。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) 委託業務の運営について

委託業務を実施する際に必要となるスケジュールの調整業務、備品・消耗品等の調達、支援する県内スタートアップ等やCx0人材から得た情報等の管理については、全て受託者の責任において行うこと。

なお、セミナーやイベント等における参加者の集客についても同様とし、受託者はより多くの参加が見込まれるよう、適切なスケジュール感の下、企業・団体や県民等への周知・広報に戦略的に取り組むよう努めること。

(2) 広報について

当事業や、当事業の支援対象として選定した起業家や企業の取組について、当該受託者が運営するウェブページなどで周知・広報を図ること。

(3) 外部の機関との連携及び外部人材の活用について

当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

(4) 県が行う他の事業及び他の事業の受託者等との連携について

県では、「Startup Gateway SAGA」、「Startup Boost SAGA」、「Startup Connect SAGA」

「Startup Promote SAGA」「エビチャレスペシャル」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。県は当事業を、それらの事業によって発掘された県内企業等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。

事業の実施にあたっては県が行う他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。

第4 事業経費

- (1) 本事業が対象とする経費は次に掲げるものとし、見積書の作成においては、以下の各区分ごとの上限額以内でそれぞれの経費毎に積算を行うこと。
 - ① 業務全体の企画・運営に必要な事業費及び管理費（見積上限額 5,170 千円）
 - ② 支援対象スタートアップにアサインする Cx0 人材への報酬や当該人材の活動に必要な旅費・消耗品費等（見積上限額 4,535 千円）
- (2) (1) ②の経費については、支援対象スタートアップ 1 社につき、アサインした Cx0 人材が月 10 時間以上業務に従事した月を 1 月とし、当該月数が通算で 18 か月（支援対象 3 社の一社当たり平均で 6 か月）に満たない場合は、その月数当たり 500 千円を委託料から減額することとし、そのための変更契約を締結することとする。

第5 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第6 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第7 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループに報告する。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料には、他の事業（SAGA INNOVATORS TALK LIVE 内で行う「Startup

Ecosystem SAGA」のキックオフイベントやデモデイ等)への出席等に要する費用を含むものとする。

(8) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。

(9) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。

(10) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。

(11) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループと受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(12) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

(13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合と佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループが判断した場合には、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの協議によることとする。